



令和7年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

令和7年10月23日（木）18：00～
石狩市役所3階 庁議室

会議次第

1. 開 会

2. 報 告

(1) 令和6年度 審議会の振り返り

3. 議 題

(1) 令和6年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について

(2) 市民参加制度の改善方策等について

(3) 第12次 市民参加制度調査審議会答申（案）について

(4) その他

4. 閉 会

◆ 委 員 名 簿 ◆

役職	新任 継続	氏名	選任区分	現所属
委員	継続	加藤 光治	学識経験者	石狩市建設事業協会
	新規	村田 雅洋	団 体 推 薦	石狩商工会議所青年部
	継続	秋田谷 順子	団 体 推 薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩
	新規	阿部 潤一	一 般 公 募	
	継続	今野 くる美	一 般 公 募	
	継続	砂子 タケ子	一 般 公 募	
	継続	高梨 朝靖	一 般 公 募	
	継続	本間 郁美	一 般 公 募	
	継続	大川 実	市 職 員	企画経済部企画課長 (R07 人事異動による残任期間を継承)
事務局		時崎 宗男	環境市民部長	
		青山 昌弘	環境市民部広聴・市民生活課長	
		部田 亮輔	環境市民部広聴・市民生活課 主査	
		柴田 春奈	環境市民部広聴・市民生活課 主査	
		泉 亮子	環境市民部広聴・市民生活課 主任	

2. 報 告

(1)令和6年度 審議会（令和6年10月11日開催）の振り返り

①令和5年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について

- ・概ね適正に実施されていたと評価する。

②市民参加制度運用における改善点について

- ・審議会議事録の未提出の解消

3. 議 題

(1) 令和6年度 市民参加手続の実施運用状況の評価等について

資料1 市民参加手続の実施状況

資料2 審議会等の開催状況

資料3 パブリックコメントの実施状況

(2) 市民参加制度の改善方策等について

資料4 改善点と変更点

○議事録未提出解消に向けて

○パブリックコメント募集原案作成時の配慮

○あいボード設置場所の変更 ※設置リスト添付

(3) 第12次市民参加制度調査審議会答申案について

資料5 市民参加制度に関する諮問（参考資料）

資料6 市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申（案）

(4) その他

資料7 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

資料7-1 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

◆ 資 料 ◆

資料 1 令和 6 年度 市民参加手続の実施状況

資料 2 令和 6 年度 審議会等の開催状況

資料 3 令和 6 年度 パブリックコメントの実施状況

資料 4 市民参加制度の改善方策等について（改善点と変更点）

資料 5 （第 1 2 次）市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する諮問（参考資料）

資料 6 （第 1 2 次）市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申（案）

資料 7 市民の声を活かす条例

資料 7-1 市民の声を活かす条例施行規則

資料1 令和6年度 市民参加手続の実施状況

手続の手法	令和5年度		令和6年度		増減	
	件数 (担当課)	参加人数	件数 (担当課)	参加人数	件数	参加人数
審議会等	24件	711人	40件	1091人	16件	380人
パブリックコメント	18件	242人	17件	148人	△ 1件	△ 94人
縦覧・意見書提出	2件	0人	0件	0人	△ 2件	0人
ワークショップ・市民会議	1件	52人	0件	0人	△ 1件	△ 52人
その他（意見交換会）	0件	0人	0件	0人	0件	0人
その他（アンケート）	2件	533人	4件	4,049人	2件	3,516
合 計	47件	1,538人	61件	5,288人	14件	3,750

資料2 令和6年度 審議会等の実施状況

この資料は、「市民参加手続のテーマ」ごとに、どのような手法を使って市民参加手続を行ったかをまとめたものです。
終了月日は、審議会であれば答申日（審議会開催日と必ずしも一致しません）、パブリックコメントであれば意見を募集した期限日など、市民参加手続を終えた月日を記載しています。

参加人数のうち審議会等については、**諮問案件を審議した回、市民参加手続の対象となる議案を審議した回に出席した委員の数の合計**です。

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数 (出席委員数)	傍聴	公開	諮問案件 の審議	議事録 確定日	開催から 議事録確定 までの期間
厚田支所地域振興課	厚田区地域協議会	1	審議会	厚田地域の今後のあり方について ほか	R6.4.24	12	1	○	○	5月17日	23
		2	審議会	厚田地域の今後のあり方について ほか	R6.5.30	13	0	○	○	7月17日	48
		3	審議会	厚田地域の今後のあり方について ほか	R6.6.18	12	1	○	○	7月17日	29
		4	審議会	地域協議会の今後のあり方について ほか	R6.7.24	11	1	○	-	8月21日	28
		5	審議会	過疎地域持続的発展市町村計画の達成 状況に関する評価について	R6.11.27	10	0	○	-	12月18日	21
		6	審議会	新たな地域協議組織について ほか	R7.1.24	9	0	○	-	3月11日	46
		7	審議会	新たな地域協議組織について ほか	R7.3.19	12	1	○	-	4月7日	19
石狩海浜植物保護センター	石狩海浜植物保護センター運営委員会	1	審議会	令和6年度 事業計画について ほか	R6.5.27	9	2	○	-	1月27日	245
		2	審議会	令和7年度 事業計画について ほか	R7.2.12	8	0	○	-	3月3日	19
学校給食センター	学校給食センター運営委員会	1	審議会	厚田区及び浜益区の学校給食の今後の 提供方法について	R6.6.6	11	1	○	○	7月5日	29
		2	審議会	厚田区及び浜益区の学校給食の今後の 提供方法について	R6.8.22	10	0	○	○	9月19日	28
		3	審議会	厚田区及び浜益区の学校給食の今後の 提供方法について ほか	R6.9.19	9	0	○	○	10月17日	28
		4	審議会	学校給食費の適正な水準について	R6.11.18	9	0	○	○	12月17日	29
		5	審議会	学校給食費の適正な水準について ほか	R6.12.9	10	0	○	○	1月9日	31
学校教育課	学校部活動の地域連携・地域移行等に関する関係機関等協議会	1	審議会	石狩市学校部活動における合同部活動の導入又は地域人材を活用した部活動指導員等の配置等の地域連携及び多様な組織・団体が運営する地域クラブ活動での受け皿を確保する等の地域移行の在り方について	R6.8.6	10	1	○	-	9月6日	31
		2	審議会	石狩市学校部活動における合同部活動の導入又は地域人材を活用した部活動指導員等の配置等の地域連携及び多様な組織・団体が運営する地域クラブ活動での受け皿を確保する等の地域移行の在り方について	R7.3.6	11	0	○	-	5月7日	62
	奨学審議会委員会	1	審議会	令和6年度 奨学生の選考について	R6.7.8	9	-	-	○	7月8日	0
環境課	環境審議会	1	審議会	（仮称）北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価方法書について	R6.4.19	8	13	○	-	6月26日	68
		2	審議会	生物多様性地域戦略の策定について ほか	R6.10.31	9	4	○	○	12月19日	49
		3	審議会	石狩浜アクションプランの策定について	R7.3.21	9	6	○	-	5月23日	63

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数 (出席委員数)	傍聴	公開	諮問案件 の審議	議事録 確定日	開会から 議事録確定 までの期間
企画課			アンケート	厚田区における住所表示に関するアンケートの実施について	R6.5.24	842					
			アンケート	浜益区における住所表示に関するアンケートの実施について	R6.5.30	682					
			パブリックコメント	第3期石狩市総合戦略(仮称)の策定について	R7.1.17	2					
	総合戦略推進懇話会	1	審議会	令和5年度 実施事業の点検・評価	R6.7.3	14	0	0	-	8月23日	51
		2	審議会	次期総合戦略に係る具体的な施策案について	R6.11.14	14	0	0	-	12月10日	26
		3	審議会	石狩市創生総合戦略(案)について	R7.2.6	14	0	0	-	3月10日	32
企画課交通担当	自転車活用推進協議会	1	審議会	令和6年度の自転車活用推進の取組について	R7.3.24	10	0	0	-	7月14日	112
	地域公共交通活性化協議会	1	審議会	地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請について ほか	R6.6.6	18	0	0	-	7月5日	29
		2	審議会	市内デマンド型交通事業実運用化に伴う運行エリア等の設定について ほか	R6.9.27	17	0	0	-	10月23日	26
		3	審議会	市内デマンド型交通事業実運用化に伴う運行エリア等の設定について ほか	R6.11.26	19	0	0	-	12月25日	29
教育支援課	いじめ問題対策連絡協議会	1	審議会	令和5年度 石狩市いじめの状況について ほか	R6.12.20	10	0	0	-	1月10日	21
契約課	指定管理者選定委員会	1	審議会	指定管理者の候補者選定について	R6.10.23	-	-	非公開	0	-	-
下水道課	下水道事業運営委員会	1	審議会	下水道事業経営戦略の改訂について	R6.8.28	8	0	0	0	9月25日	28
		2	審議会	下水道事業経営戦略の改訂について(継続審議)	R6.11.14	7	0	0	0	12月2日	18
		3	審議会	下水道事業の概要について(継続審議)	R7.2.12	10	0	0	-	3月15日	31
			パブリックコメント	下水道事業経営戦略の改訂について	R6.10.21	1					
健康推進課	健康づくり推進協議会	1	審議会	石狩市健康づくり計画の着手状況について ほか	R6.10.28	11	0	0	-	11月22日	25
	自殺対策推進協議会	1	審議会	石狩市の自殺の実態について ほか	R7.1.31	11	0	0	-	2月25日	25
建築住宅課	石狩市空家等対策協議会	1	審議会	危険な空家の状況について	R6.5.8	9	-	書面 開催	-	5月30日	22
広聴・市民生活課			パブリックコメント	石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の策定について	R6.11.30	3					
	市民参加制度調査審議会	1	審議会	市民参加手続の実施運用状況の評価等について ほか	R6.10.11	9	0	0	0	11月1日	21
	男女共同参画推進委員会	1	審議会	パートナーシップ宣誓に係る制度の策定について	R6.8.29	8	2	0	-	9月18日	20
		2	審議会	男女共同参画に関するアンケートの結果報告について ほか	R7.1.8	8	0	0	-	3月31日	82
			アンケート	男女共同参画意識に関するアンケート	R6.9.16	198					

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（説明、意見等）案件のテーマ	実施日	参加人数 出席者数	傍聴	公開	諮問案件 の審議	議事録 確定日	開会から 議事録確定 までの期間
高齢者支援課			パブリック コメント	石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて	R6.8.31	125					
	介護認定審査会	90	審議会	要支援・要介護の審査・判定について	随時開催	180	非公開	非公開	○	-	-
	介護保険事業運営推進協議会	1	審議会	次期石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について	R6.7.31	10	○	○	○	9月17日	48
		2	審議会	次期石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について	R6.12.16	9	○	○	-	3月13日	87
国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	1	審議会	石狩市国民健康保険税の改定について ほか	R6.8.27	9	○	○	○	9月27日	31
子ども政策課			パブリック コメント	(仮称)石狩市こどもの権利に関する条例の制定について	R6.8.31	3					
			パブリック コメント	第2期石狩市こどもビジョンの策定について	R7.1.25	1					
	子どもの権利に関する条例検討委員会	1	審議会	権利救済機関について ほか	R6.5.22	13	○	○	-	6月18日	27
		2	審議会	権利救済スキーム（案）について	R6.7.3	11	3	○	-	7月29日	26
		3	審議会	条例（案）について ほか	R6.9.25	12	○	○	-	10月22日	27
		4	審議会	条例の制定について ほか	R7.1.27	13	○	○	-	2月18日	22
	子ども・子育て会議	1	審議会	こどもビジョンの評価について ほか	R6.8.2	8	1	○	-	9月1日	30
		2	審議会	石狩市こどもビジョンの策定について	R6.10.17	9	○	○	-	11月15日	29
		3	審議会	石狩市こどもビジョンの策定について	R6.12.3	11	○	○	-	12月23日	20
		4	審議会	放課後児童クラブ負担金の減免について ほか	R7.1.8	9	-	非公開 審議	○	1月31日	23
		5	審議会	令和7年度 乳児等通園支援事業の実施について ほか	R7.2.17	8	○	○	○	3月12日	23
財政課			パブリック コメント	使用料及び手数料等の改定について	R6.8.31	1					
			パブリック コメント	石狩市普通財産の売払いに関する要綱の一部改正について	R6.9.30	0					
			パブリック コメント	手数料の改定について	R7.1.25	0					
	行政改革懇話会	1	審議会	令和6年度の石狩市における行政改革の取組について ほか	R6.10.7	6	○	○	-	10月17日	10
		2	審議会	令和6年度における行政改革大綱の進捗状況について ほか	R7.3.26	6	1	○	-	4月7日	12
	石狩市使用料、手数料等審議会	1	審議会	使用料、手数料の改訂について	R6.7.3	7	2	○	○	7月17日	14
		2	審議会	使用料、手数料の改訂について（答申）	R6.9.24	7	○	○	○	10月16日	22

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続（諮問、答申等）案件のテーマ	実施日	参加人数 (出席委員数)	傍聴	公開	諮問案件 の審議	議事録 確定日	開催から 議事録確定 までの期間
自然保護課	いしかり生きもの のかけはしプラ ン有識者意見交 換会	1	審議会	今後のスケジュール共有について ほか	R6.7.22	5	-	オンラ イン	-	8月20日	29
		2	審議会	いしかり生きものかけはし座談会に ついて ほか	R6.9.30	6	-	オンラ イン	-	11月27日	58
市民図書館			パブリッ グコメント	石狩市民図書館ビジョンの策定につ いて	R7.1.17	2					
			パブリッ グコメント	第5期石狩市子どもの読書活動推進 計画の策定について	R7.1.17	0					
		1	審議会	「石狩市民図書館ビジョン」「子ども の読書活動推進計画」の策定について ほか	R6.8.6	7	0	○	○	9月18日	43
	市民図書館協議 会	2	審議会	「石狩市民図書館ビジョン」「子ども の読書活動推進計画」の策定について ほか	R6.11.15	8	0	○	○	12月13日	28
		3	審議会	石狩市民図書館ビジョン及び第5期こども の読書活動推進計画の策定に係るパブリックコ メントの結果について ほか	R7.2.18	6	0	○	-	3月18日	28
	叢書発刊編集委 員会	1	審議会	石狩叢書第4巻のテーマ及び発刊ま でのスケジュールについて	R6.8.1	6	0	○	-	8月14日	13
		2	審議会	石狩叢書第4巻の構成について	R6.9.19	6	0	○	-	10月3日	14
		3	審議会	石狩叢書第4巻の発刊について ほか	R7.2.20	6	0	○	-	3月7日	15
社会教育課	社会教育委員の 会議	1	審議会	令和6年度 社会教育委員の取組に ついて ほか	R6.6.13	13	0	○	-	8月12日	60
		2	審議会	石狩市教育プランについて ほか	R6.9.5	12	0	○	-	11月15日	71
		3	審議会	令和7年度 主要な社会教育事業の 概要について ほか	R7.3.26	11	0	○	-	5月2日	37
障がい福祉課			パブリッ グコメント	石狩市福祉タクシー助成事業の見直 しについて	R6.8.31	2					
		1	審議会	施策の推進方針見直し後の事業展開 について	R6.7.25	8	1	○	-	8月19日	25
	手話基本条例推 進懇話会	2	審議会	施策の推進方針見直し後の事業展開 について	R6.10.31	9	0	○	-	11月29日	29
		12	審議会	障害者総合支援法に基づく介護給付 等申請者の障害支援区分の審査	毎月	60	-	-	-	-	-
	障がい者福祉計 画策定委員会	1	審議会	石狩市障がい者福祉計画の進行管理 について	R6.7.3	9	0	○	-	8月14日	42
商工労働課	地場企業等活性 化審議会	1	審議会	第5次石狩市地場企業等活性化計画 の取組状況について	R6.9.24	8	0	○	-	10月11日	17
水道営業課			パブリッ グコメント	石狩水道ビジョンの改定について	R7.1.25	0					
		1	審議会	施設視察	R6.6.3	6	-	非公開	-	-	-
		2	審議会	石狩水道ビジョンの改定について	R6.10.30	7	0	○	○	12月5日	36
		3	審議会	石狩水道ビジョンの改定について	R6.11.27	7	0	○	-	12月24日	27
		4	審議会	石狩水道ビジョンの改定について ほか	R7.3.4	7	0	○	○	3月31日	27

担当課	審議会等名称	回	手続の手法	市民参加手続 （諮問、答申等）	案件のテーマ	実施日	参加人数 （出席委員数）	傍聴	公開	諮問案件 の審議	議事録 確定日	開催から 議事録確定 までの期間
スポーツ健康課			アンケート		石狩市営プール整備に関するアンケート調査の実施について	R7.2.28	2,327					
政策担当			パブリックコメント		石狩市教育大綱の改定について	R7.1.17	3					
税務課			パブリックコメント		石狩市税条例の改正（わがまち特例の割合の設定）	R6.7.31	2					
総務課	情報公開・個人情報保護審査会	1	審議会		令和5年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況報告	R6.5.24	5	0	○		6月4日	11
		2	審議会		保有個人情報一部開示決定についての審査請求の件について	R6.11.13	5	-		○	12月18日	35
		3	審議会		公文書開示決定に対する審査請求について	R7.2.6	5	-		○	3月18日	40
	表彰審査委員会	1	審議会		令和6年度 石狩市表彰候補者の選考について	R6.10.1	7	-	非公開	○	-	-
総務企画課			パブリックコメント		石狩市教育プランの策定について	R7.1.17	3					
	教育委員会外部評価委員会	1	審議会		教育委員会点検・評価報告書（令和5年度）について	R6.9.30	3	0	○	-	10月25日	25
浜益支所地域振興課	浜益区地域協議会	1	審議会		今後の地域の在り方に関する検討	R6.6.20	12	4	○	-	7月30日	40
		2	審議会		浜益地域の今後のあり方について	R6.6.24	14	-	○	○	6月27日	3
		3	審議会		令和6年度 地域おこし協力隊の再募集について ほか	R6.8.8	10	1	○	-	10月11日	64
		4	審議会		石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の評価について ほか	R6.11.26	13	2	○	-	12月23日	27
		5	審議会		地域協議会に代わる組織の在り方について ほか	R7.1.22	9	2	○	-	1月24日	2
		6	審議会		地域協議会に代わる組織の提言書案について ほか	R7.3.24	10	0	○	-	4月16日	23
福祉総務課	社会福祉審議会		パブリックコメント		第5次石狩市地域福祉計画の策定について	R7.2.10	0					
		1	審議会		第5次石狩市地域福祉計画の策定について ほか	R6.8.22	6	0	○	○	12月5日	105
		2	審議会		石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて ほか	R6.10.22	4	0	○	○	12月5日	44
		3	審議会		第5次石狩市地域福祉計画の策定について	R6.12.20	7	0	○	○	2月5日	47
		4	審議会		予防接種の自己負担額について（带状疱疹・高齢者の肺炎球菌感染症）	R7.1.27	6	0	○	○	2月17日	21
		5	審議会		第5次石狩市地域福祉計画の策定について（答申）	R7.2.18	6	0	○	○	3月10日	20
	福祉有償運送運営協議会	1	審議会		更新登録申請について	R6.9.17	7	0	○	-	12月26日	100
		2	審議会		更新登録申請について	R7.3.14	8	0	○	-	3月18日	4
農政課			縦覧・意見書		石狩市農業振興地域整備計画の変更について	R7.3.10	0					
文化財課	文化財保護審議会	1	審議会		紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）の石狩市指定文化財指定について ほか	R6.6.3	7	0	○	○	12月26日	206
		2	審議会		紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）の石狩市指定文化財指定について ほか	R6.10.1	7	0	○	○	12月26日	86
		3	審議会		紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）の石狩市指定文化財指定について ほか	R7.2.17	7	0	○	○	7月14日	147

【審議会の開催回数等の実績】

R06年度（審議会）合計	審議会回数	出席委員数	傍聴者数	公開件数	諮問案件数	議事録公開数	公開までの経過日数
	196	1,091	50	84	126	96	3,594
※参考 R05年度（審議会）合計	審議会回数	出席委員数	傍聴者数	公開件数	諮問案件数	議事録公開数	公開までの経過日数
	197	1,121	124	83	119	95	2,500

参考情報	報告年度分
① 公開審議会1回あたりの傍聴者数	0.60 人
② 議事録公開までの平均日数	37.4 日

	R05	R04	R03	R02	R01	H30	H29
参考	1.49人	1.40人	1.93人	1.52人	1.08人	1.79人	1.83人
	28.7日	32.5日	25.1日	29.4日	38.1日	46.1日	38.0日

資料3 令和6年度 パブリックコメントの実施状況

市民参加手続のテーマ	担当課	期間	意見等の提出状況		意見等の反映状況				
			人数	件数	採用	不採用	記載済	参考	その他
1 石狩市税条例の改正（わがまち特例の割合の設定について）	税務課	7/1-7/31	2	4	0	1	0	1	2
2 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて	高齢者支援課	8/1-8/31	125	11	0	0	0	0	11
3 使用料及び手数料等の改定について	財政課	8/1-8/31	1	1	0	0	0	1	0
4 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて	障がい福祉課	8/1-8/31	2	2	0	0	0	0	2
5 (仮称)石狩市こどもの権利に関する条例の制定について	子ども政策課	8/1-8/31	3	4	3	0	0	1	0
6 石狩市普通財産の売払いに関する要綱の一部改正について	財政課	9/1-9/30	0	0	-	-	-	-	-
7 石狩市下水道事業経営戦略の改定について	下水道課	9/20-10/21	1	1	0	0	0	0	1
8 石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の策定について	広聴・市民生活課	11/1-11/30	3	3	0	2	0	1	0
9 石狩市教育大綱の改定について	政策担当	12/16-1/17	3	23	13	9	0	0	1
10 石狩市民図書館ビジョンの策定について	市民図書館	12/16-1/17	2	7	1	0	1	0	5
11 第5期石狩市子どもの読書活動推進計画の策定について	市民図書館	12/16-1/17	0	0	-	-	-	-	-
12 第3期石狩市総合戦略(仮称)の策定について	企画課	12/16-1/17	2	18	5	3	0	10	0
13 石狩市教育プランの策定について	総務企画課	12/16-1/17	3	33	5	13	2	2	11
14 石狩水道ビジョンの改定について	水道営業課	12/26-1/25	0	0	-	-	-	-	-
15 手数料の改定について	財政課	12/26-1/25	0	0	-	-	-	-	-
16 第2期石狩市こどもビジョンの策定について	子ども政策課	12/26-1/25	1	3	0	0	2	0	1
17 第5次石狩市地域福祉計画の策定について	福祉総務課	1/10-2/10	0	0	-	-	-	-	-
合 計		17案件 (人/件)	148 (8.7人)	110 (6.5人)	27 (1.6人)	28 (1.6人)	5 (0.3人)	16 (0.9人)	34 (2.0人)

◎過去の意見の検討結果

年度	案件	パブリックコメント							
		提出状況			反映状況				
		人数	件数	人/件	採用	不採用	記載済	参考	その他
平成27年度	19	36	124	1.9	29	22	8	35	30
平成28年度	27	26	56	1.0	12	16	6	6	16
平成29年度	19	11	49	0.6	15	10	6	5	13
平成30年度	11	55	199	5.0	15	76	5	12	91
令和元年度	18	22	65	1.2	5	15	1	16	28
令和2年度	28	82	95	2.9	11	17	8	10	49
令和3年度	19	57	195	3.0	31	40	14	11	99
令和4年度	11	8	34	0.7	0	0	5	2	27
令和5年度	18	242	284	13.4	52	44	16	26	146

年度	案件	縦覧	
		縦覧人数	意見書提出
平成27年度	1	17	38
平成28年度	0	0	0
平成29年度	3	2	5
平成30年度	1	0	0
令和元年度	2	0	0
令和2年度	1	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	1	0	0
令和5年度	2	0	0

資料4 市民参加制度の改善方策等について

改善点

① 議事録未提出解消に向けて

Word のディクテーション機能の活用による議事録作成の効率化を図り、作業時間の短縮と電子メール等を活用して委員の皆さまに速やかに議事録をお届けするようにします。

変更点

① パブリックコメントの募集原案作成時の配慮

こどもの権利条例、障がい者・情報コミュニケーション条例が施行されたことに伴って障がい者やこども（概ね30歳未満の心身の発達過程にある者）にもわかりやすい資料を作成することを市民参加手続きマニュアルに追記して、全職員の意識醸成を行い、より多くの市民に参加してもらうことを目指す。

② あいボード設置箇所の変更 ※設置リストは別紙のとおり

北海道信用金庫花川出張所の閉鎖に伴い、あいボード設置場所を花川北コミュニティセンター内の市民活動情報センターぽぽらーとへ移設。ぽぽらーとには、年間1万人程度の来客があることから、情報発信に効果的と考えている。

あい・ボード設置一覧（33箇所）

No.	設置場所	種別	住所	
1	市役所1階ロビー	公共施設	石狩市花川北6条1丁目30番地2	デジタル
2	りんくる1階ロビー	公共施設	石狩市花川北6条1丁目41番地1	
3	厚田支所総務課	公共施設	厚田区厚田18番地	
4	浜益支所総務課	公共施設	浜益区浜益2番地3	
5	石狩市民図書館	公共施設	花川北7条1丁目26番地	デジタル
6	花川北コミュニティセンター	公共施設	花川北3条2丁目198番地1	
7	石狩市市民活動情報センター ぽぽらーと	公共施設	花川北3条2丁目198番地1 （花川北コミュニティセンター内）	デジタル
8	花川南コミュニティセンター	公共施設	花川南6条5丁目27番地2	
9	八幡コミュニティセンター	公共施設	八幡2丁目332番地12	
10	石狩観光センター	公共施設	親船町107番地	
11	B&G海洋センター	公共施設	石狩市花畔337番地4	
12	学び交流センター	公共施設	花川北3条3丁目1番地 旧紅葉山小学校	
13	北海道銀行花川支店	金融機関	花川北3条3丁目11番地	
14	北海道信用金庫石狩支店	金融機関	花川北6条1丁目4番地	
15	北海道信用金庫花川支店	金融機関	花川南5条2丁目192番地	
16	(株)ラルス ビックハウス花川店	小売店	樽川6条1丁目5番地	
17	コープさっぽろいしかり店	小売店	花川北3条3丁目9番地2	
18	ラッキー花川南店	小売店	花川南9条4丁目83番地	
19	ラルスマート花川南店	小売店	花川南4条3丁目45番地	
20	イオンスーパーセンター石狩緑苑台店	小売店	緑苑台中央1丁目2番地	
21	協同組合石狩新港卸センター	他施設	新港西1丁目721-11 石狩新港卸センター会館	
22	石狩郵便局	普通郵便局	花川北3条2丁目200番地	
23	石狩北郵便局	特定郵便局	八幡2丁目332番地13	
24	石狩高岡郵便局	特定郵便局	八幡町高岡251番地5	
25	石狩親船郵便局	特定郵便局	親船町60番地9	
26	花川南五条郵便局	特定郵便局	花川南5条2丁目218番地2	
27	花川北二条郵便局	特定郵便局	花川北2条5丁目57番地6	
28	石狩市役所前郵便局	特定郵便局	花川北7条1丁目503番地	
29	石狩花川南八条郵便局	特定郵便局	花川南8条3丁目25番地	
30	石狩南高校前郵便局	特定郵便局	花川南8条5丁目6番地	
31	石狩花川南一条郵便局	特定郵便局	花川南1条2丁目130番地	
32	望来郵便局	特定郵便局	厚田区望来94番地22	
33	浜益郵便局	特定郵便局	浜益区浜益630番地2	

資料5（参考資料）

石聴生第 605 号

令和6年10月11日

石狩市市民参加制度調査審議会会長

加 藤 光 治 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

市民参加制度に関する諮問

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見をうかがいます。

令和 7 年 10 月 23 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 加 藤 光 治

市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

令和 6 年 10 月 11 日付石聴生第 605 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

(1) 令和 5 年度、令和 6 年度の実施状況について

令和 5 年度及び令和 6 年度の市民参加手続の実施状況につきましては、概ね適正に実施されていたと評価します。今後も職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運用に努めてください。

2. 市民参加制度の改善方策について

平成 14 年 4 月 1 日に施行された「市民の声を活かす条例」について、第 12 次審議会において、行政活動への市民参加の推進に関して議論を行った結果、次のとおり意見を付します。

(1) 市民参加制度の改善方策について（令和 6 年 10 月 11 日審議内容）

議事録未提出案件について、今後は未提出が無いように審議会の所管と審議会委員の連携を強化する手法を検討してください。

資料7

○石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

平成13年9月27日条例第24号

改正

平成19年9月25日条例第29号

平成20年6月26日条例第22号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第1節 通則（第5条―第10条）

第2節 審議会等（第11条―第15条）

第3節 パブリックコメント手続等（第16条―第19条）

第4節 公聴会（第20条―第23条）

第5節 その他の市民参加手続（第24条・第25条）

第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第26条・第27条）

第4章 市民参加制度調査審議会（第28条―第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

資料 7

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

(基本原則)

第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

(制度の改善)

第4条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第1節 通則

(市民参加手続の実施)

第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

(1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容

(2) 市民参加手続を行うことができなかった理由

(3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

(市民参加手続の内容及び時期)

第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行わ

資料 7

れなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」という。）を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号）第8条第2項に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

(公表の方法等)

第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(市民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

資料7

(制度の調整)

第10条 法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加の手続を行う場合は、この章の規定は、適用しない。

第2節 審議会等

(審議会等)

第11条 審議会等（附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。）に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

(構成員)

第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。

(1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書

(2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由

(会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

- 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。
- 3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

(諮問事案等の公表)

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

- 2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及

資料 7

び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- 3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(議事録の作成)

第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

第3節 パブリックコメント手続等

(パブリックコメント手続等)

第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(意見の提出方法等)

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

- 2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

(公表事項)

第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

資料 7

(6) その他必要な事項

(準用)

第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条（前条第2号に掲げる事項の公表を除く。）の規定を準用する。

第4節 公聴会

(公聴会)

第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(公聴会開催の公表)

第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

(調書の作成等)

第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所

資料 7

- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3) 対象とした事案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加手続

(その他の市民参加手続)

第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続（以下「その他の市民参加手続」という。）の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(その他の市民参加手続実施の公表)

第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) その他の市民参加手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。

第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

(市民意見の積極的な把握)

第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(市民が自発的に提出した意見の取扱い)

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、

資料 7

その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

第4章 市民参加制度調査審議会

(設置)

第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

(任期)

第30条 調査審議会の委員（市職員である委員を除く。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

(会長及び副会長)

第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

資料 7

(会議)

第32条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。
- 5 会議は、公開する。

(庶務)

第33条 調査審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

(石狩市情報公開条例の一部改正)

- 3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則 (平成19年9月25日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月26日条例第22号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

資料 7

別表（第 5 条関係）

1	条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃（第 4 号にあっては、制定又は改正）。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 （1） 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定 （2） 権利の制限又は義務の付加について定める規定 （3） 前 2 号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定 （4） 公の施設の利用方法について定める規定 （5） 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定
2	市の計画（人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、改定（別に規則等で定める軽微なものを除く。）又は廃止
3	公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。
4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃
5	次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案 （1） 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の 2 分の 1 以上となることとなる法人 （2） 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人
6	市の区域に適用される規制（市の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。
7	その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動

備考 1 の項第 1 号中の「課税要素」とは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額並びにそれぞれの限度額をいう。

資料 7-1

○石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

平成14年3月25日規則第2号

改正 平成20年6月26日規則第25号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（平成13年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目)

第2条 条例第6条第3項に規定する市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目は、別表のとおりとする。

(公聴会の運営に関する事項)

第3条 公聴会において公述を希望する者は、意見の要旨及び理由並びに市長が指定する事項を記載した書面を、条例第21条第1項の規定により市長が公表したところにより、提出しなければならない。

第4条 市長は、前条の書面を提出した者を公述人として決定するものとする。ただし、書面に記載された意見の内容が、公聴会の対象となる事案に関係がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市長が公述人を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

第5条 市長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として招致することができる。

第6条 議長は、公聴会において、市の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

2 公述人及び参考人は、その発言に当たっては議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができる。

3 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができる。

5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問をすることができない。

資料 7-1

6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできない。

7 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができる。

第7条 議長は、事案の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができる。

(条例、規則等の制定又は改廃のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第8条 条例別表1の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして規則等で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する市の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合

(2) 市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合

(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合

(計画の改定のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第9条 条例別表2の項に規定する規則等で定める軽微な計画の改定とは、その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の改定であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないものとする。

(公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第10条 条例別表3の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして規則等で定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市道、普通河川、市営住宅、上水道、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の決定並びに設計の概要の決定の場合

(2) 公の施設の新設及び改良の決定であって、当該新設及び改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合

(3) 公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

2 市長は、公の施設を新設し、改良し、又は廃止しようとする場合には、市民参加手続を行うか

資料 7-1

否かにかかわらず、付近住民の生活に支障を与えないよう、十分な説明と配慮をするものとする。

（市民参加手続の対象となる出資の基準額）

第11条 条例別表5の項第2号に規定する規則で定める額とは、1,000万円（地方公共団体に対するものを除く。）とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日規則第25号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	大項目	小項目	内容
1	全般的事項	全般的事項	(1) 市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市民参加手続を組み合わせて行うよう配慮すること。 (2) 市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなときは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。
2	市民参加手続の内容を定める上で考慮すべき事項	審議会等	(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。 ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。 イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。 ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。 (2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について審議会等に付議する場合には、次のいずれか

資料 7-1

			の措置を講ずることを原則とする。 ア その審議会等の構成員に公募により選考された者を加えること。 イ その審議会等への付議のほか、パブリックコメント手続を行うこと。
		パブリック コメント手 続	(1) 市民参加手続の対象となる行政活動については、他の方法による市民参加手続を行う場合を除き、パブリックコメント手続を行うこと。 (2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について複数の方法で市民参加手続を行うときは、その中にパブリックコメント手続を含めることを原則とすること。
		公聴会	次のいずれにも該当する場合には、公聴会を開催することを原則とすること。 (1) 事案の処理方針の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合 (2) 事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合 (3) 対象となる事案について市民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合
		ワークショ ップ等	極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の市民参加手続を行うことを検討すること。
3	市民参加手 続を行う時	市民参加手 続を行う時	市民参加手続を行う時期は、次の項目について総合的に検討した上で定めるものとする。

資料 7-1

	期を定める 上で考慮す べき事項	期を定める 上で考慮す べき事項	(1) その行政活動を行う意図や背景などは、市民にどの程度理解されているか。 (2) その行政活動について市民が検討する上で必要となる情報を、どの程度正確に提供できるか。 (3) その行政活動に対する市民の積極的な支持はどの程度必要か。 (4) その行政活動の合理性を確保する上で、市民の個別の価値観と市全体の公益をどのように調和させることが必要か。
--	------------------------	------------------------	---